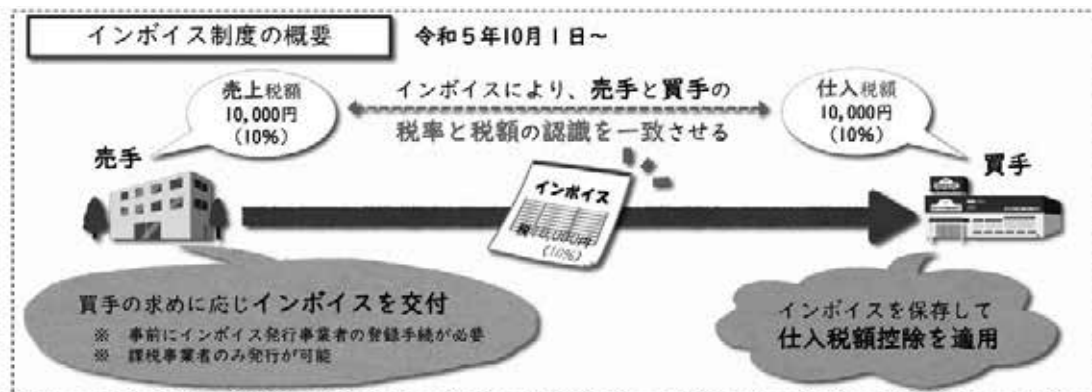


令和5年10月1日から消費税のインボイス制度が始まります

1 インボイス制度の概要

(1)導入の経緯等

インボイス制度は、複数税率に対応した仕入税額控除の方式であり、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるために導入されるものです。



(2)消費税の仕組み

消費税は消費者が負担することを予定する税ですが、納税をするのは、各取引段階において、消費者に物の販売や、サービスの提供を行った事業者となります。納税する消費税額は、売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除することにより算出します。この仕入れに係る消費税額を控除することを「仕入税額控除」といいます。

2 インボイス制度に対応するための検討事項・事前準備等

(1)インボイス発行事業者となるかどうかの判断

インボイス発行事業者となるかは事業者の任意であるため、以下の点から登録を受けるか検討することとなります。

①売上先がインボイスを必要とするか

課税事業者は仕入税額控除のためにインボイスを必要としますが、例えば、消費者などは仕入税額控除のためにインボイスを必要としません。

②申告に係る事務負担の検討

インボイス発行事業者となると、基準期間における課税売上高が1,000万円以下となっても、免税事業者とはならず、課税事業者として申告が必要となります。

(2)登録申請手続

インボイス発行事業者の登録を受けようとする事業者（登録を受けることができるのは、課税事業者に限ります。）は、納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります（e-Tax 又は郵送により提出できます）。制度開始（令和5年10月1日）から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

【参考】国税庁ではインボイス制度に関する特設サイトを設け、各種資料を掲載していますのでご利用ください。

《インボイス制度特設サイト・相談窓口》

国税庁ホームページのインボイス制度特設サイトでは、

- ①インボイス制度に関する税務相談チャットボット
- ②説明会の開催案内
- ③インボイス制度について解説した動画（国税庁動画チャンネル）
- ④インボイス制度に関する取扱通達やQ & Aなどを随時掲載しています。

特設サイト



1月26日は「文化財防火デー」です

毎年1月26日は、「文化財防火デー」に制定されています。

昭和24年1月26日に世界歴史遺産に登録されている法隆寺（奈良県）の金堂が炎上し、貴重な壁画等が失われましたが、この事件を期として、昭和25年に文化財保護法が制定されました。

その後、昭和30年からは、1月26日を「文化財防火デー」と定め、文化財を火災、震災その他の災害から守るために、文化財愛護に関する意識の高揚を図るとともに、消防演習などを実施して文化財を火災から守る運動を展開しています。

日本の文化財は、木や紙などの燃えやすい素材で造られているものが多く、一度火災になると、大きな被害を受ける危険があります。

冬季は火災が多発する時期となりますので、火の用心を常に心がけましょう。



喉を詰まらせたときの対処方法

新年を迎えると「餅を喉に詰まらせた」というニュースをよく耳にすることだと思います。確かに餅は喉に詰まりやすいのですが、普段食べている食事でも喉を詰まらせてしまうことがあります。そこで、食べ物を詰まらせた時の対処方法、絶対にやってはいけないことを紹介したいと思います。

対処方法

- ・**咳をさせる**
咳は異物の除去に最も効果的です。
- ・**異物除去**
詰まったものが口の中に見えた時は指で異物を取り除きましょう。
- ・**背部叩打法**
年齢や意識状態に関係なく実施可能。肩甲骨の間に何度も強く叩きます。
- ・**ハイムリック法**
傷病者の背後から両脇に腕を通し片方の手でみぞおちとへその間にコブシをあて、もう片方の手でコブシを握り、腕で両脇を絞り込みならコブシを上・内側方向に引き揚げます。

絶対にやってはいけないこと

- ・**無理に指を入れる**
異物が奥にある場合はかえって押し込んでしまう場合がありますので無理に口の中に指を入れないでください。
- ・**不適切なハイムリック法**
意識がない傷病者や妊婦、8歳未満にはハイムリック法は行わないでください。胃破裂や肝破裂の危険があり、意識がない傷病者の場合は食べ物が胃から逆流して気道に入る可能性があります。

石川消防署平田分署 ☎ 55-2213

後期高齢だより

「医療費のお知らせ」（医療費通知）について

◎医療費のお知らせとは

後期高齢者医療広域連合では、皆様の医療費や健康に関する理解を深めていただくため、受診された医療機関からの請求書に基づき、毎年1回「医療費のお知らせ」を送付しています。

お手元に医療費のお知らせが届きましたら、内容をご確認の上、ご不明な点や誤りがあった際には福島県後期高齢者医療広域連合までご連絡ください。

○**対 象** 令和4年1月～12月の間に保険診療を受けた福島県後期高齢者医療広域連合の被保険者。

※請求の関係により、対象期間内に受診していても記載されない場合があります。

○**内 容** 受診年月、医療機関等名称、診療区分、医療費（10割）総額、自己負担相当額など。

※傷病名、調剤名などの診療内容については、直接医療機関等へお問い合わせください。

○**通知時期** 令和5年2月下旬から順次発送

※1年間の医療費情報を掲載するため、発送時期を早めることはできません。

◆医療費のお知らせを受け取ったことによって発生する手続きはありません。

◆医療費のお知らせは、原則再発行しませんので、なくさないように大切に保管してください。

◆県内全域に順次発送する関係上、個別の発送には応じておりません。

◆確定申告を急がれる場合は、領収書により申告手続きをお願いいたします。

※医療費控除の詳細に関することは、税務課または最寄りの税務署等にお問い合わせください。

福島県後期高齢者医療広域連合 ☎ 024-528-9025